

公の施設における使用料等の考え方(案)について



令和5年7月
上田市 行政管理課

説明の前に

昨年11月に実施した市民意見募集手続(パブリックコメント)を受け、公の施設における使用料等の考え方(案)(以下、「基本方針(案)」といいます)次の内容を修正しました

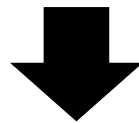
	修正後	修正前
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「受益者」を「施設の利用者」に改めました ・ 文書構成、言いまわしや語句を修正しました 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設を利用する者を「受益者」と記載
題名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 題名を「公の施設における使用料等の考え方(案)」に改めました 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料等算定に係る受益者負担のあり方に関する基本方針(案)
P3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象外とする施設、料金の算定方法を適用させない施設の例を、表にてお示しました 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載なし
P7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の負担割合を「公益性」と「私益性・市場性」の度合いで分類しました 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の性質的分類を「公共性」と「必要性」で分類して負担割合の設定
P7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設別の利用者負担割合を一覧表にまとめました 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の性質的負担割合を4つに分類し、施設を例示
P8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来の料金収入額を算出し、その額と直近5年平均の料金収入額との格差を現行料金に乗じて1人当たりの料金を算出しました 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理論上の負担額と現在の利用者1人当たりの負担額を算出し、その格差を現行料金に乗じて1人当たりの料金を算出
P12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減額・免除の対象団体である「公共的団体等」に「社会教育関係団体」を明記しました 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載なし

はじめに

なぜ、市の施設の料金について、その算出方法に関する基本方針(案)を策定しようとするのか

市の施設を取り巻く現状は、

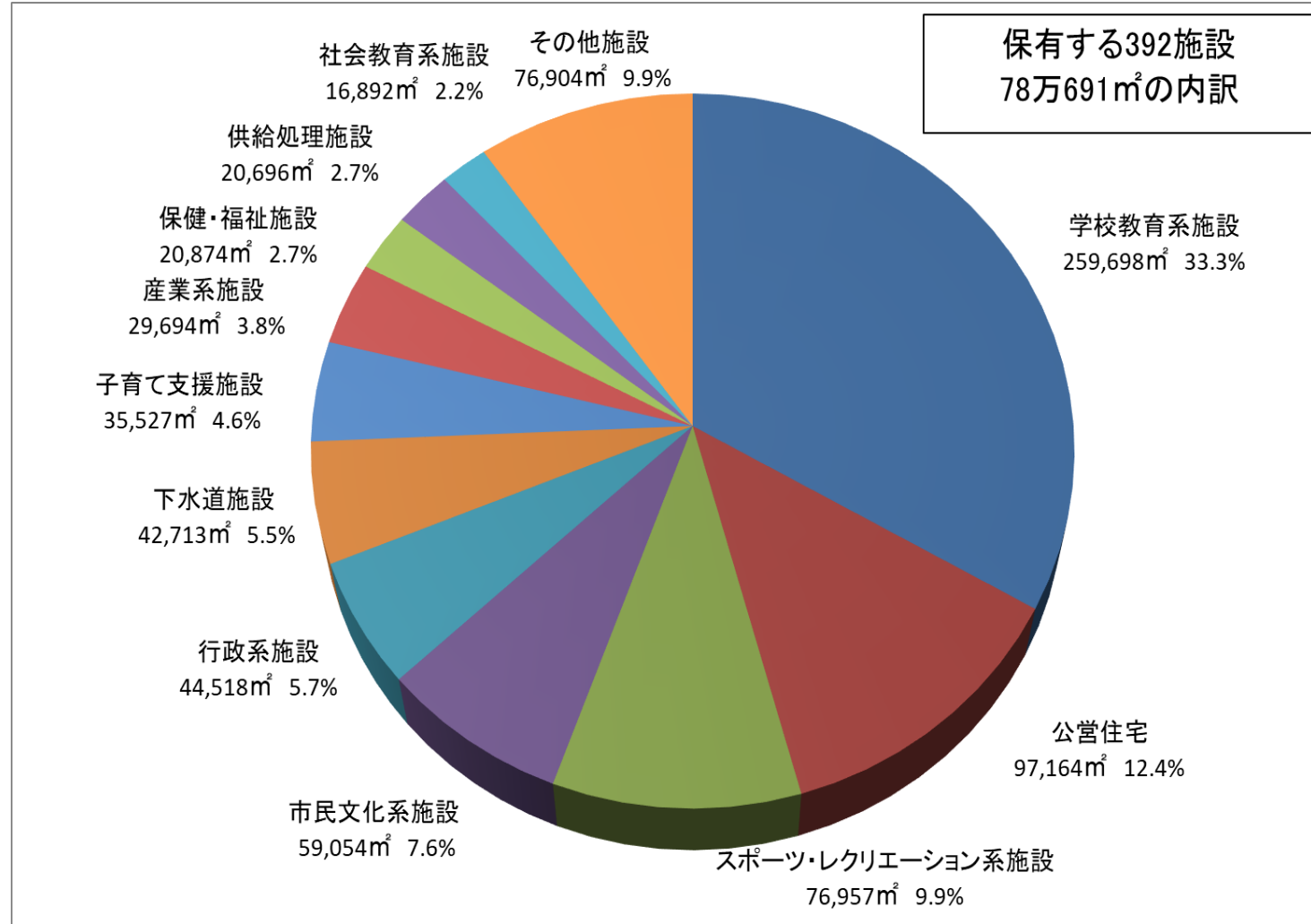
- ・ 市の施設の老朽化（建替えや大規模改修の時期が到来）
- ・ 時代の変化に伴う宿泊・温泉施設の利用者数の減少（料金収入の減）
- ・ 人口減少、少子高齢化社会の到来（働き手不足）
- ・ 医療や年金、介護、生活保護などの社会保障経費の増大



市の施設の維持管理や保全・整備コストの増加が避けられない

公共施設を取り巻く現状

上田市の施設について（施設の保有状況）



記載の施設は学校や市営住宅、公民館、体育館など市民が利用する施設のほか、市役所の庁舎など自治体が直接使用する施設で、「ハコモノ」と呼ばれる公共施設です。ハコモノ系の公共施設は、延床面積（m²）で保有量を表します。

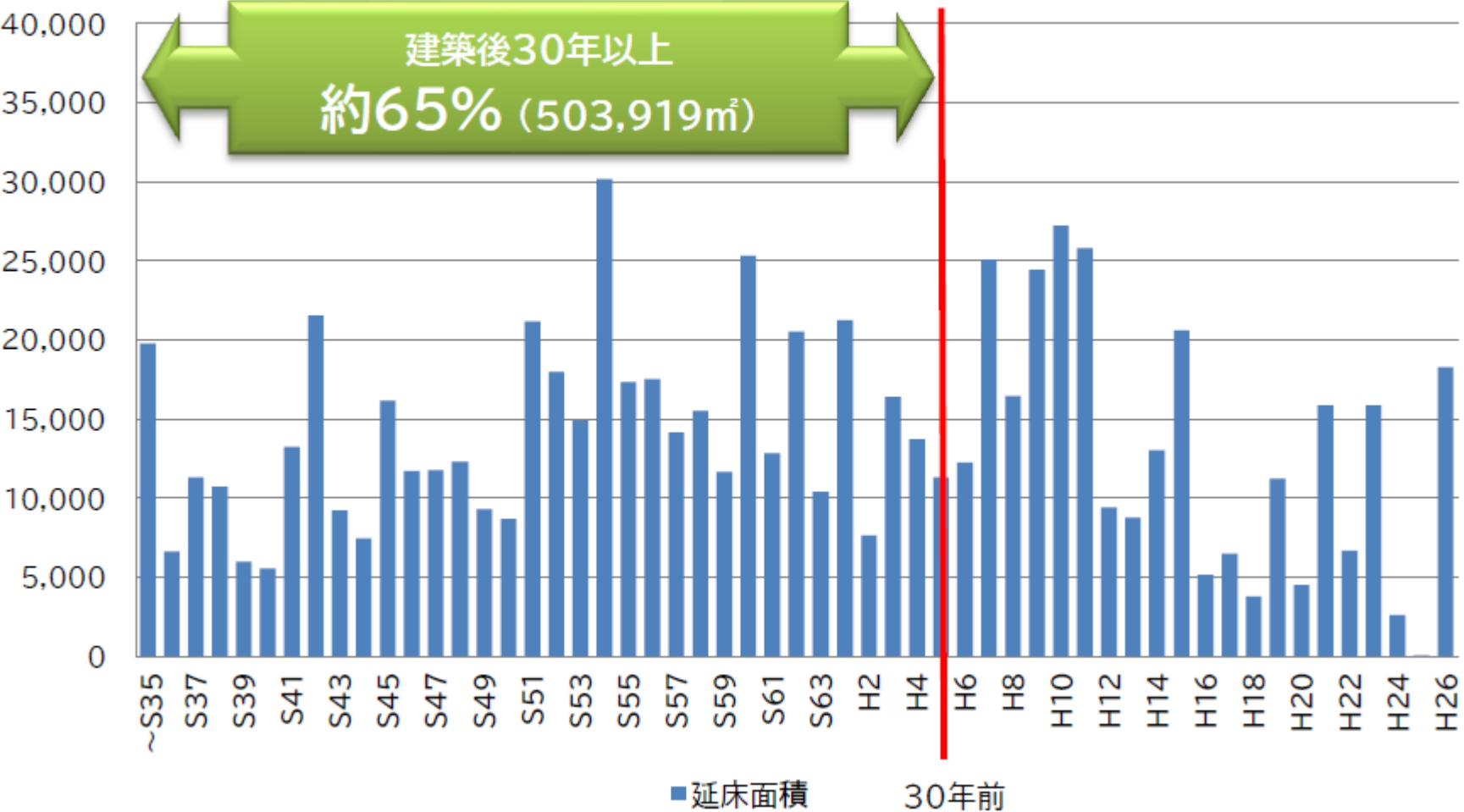
ハコモノ系の施設は現在、全市で392施設あり、床面積の合計は約78万691m²です。種類別では、学校教育系施設が最も多く、次に市営住宅の占める割合が高くなっています。

公共施設を取り巻く現状

上田市の施設について（建築年別整備状況）

延床面積(㎡)

公共施設の建築年度別整備状況(老朽化の割合)



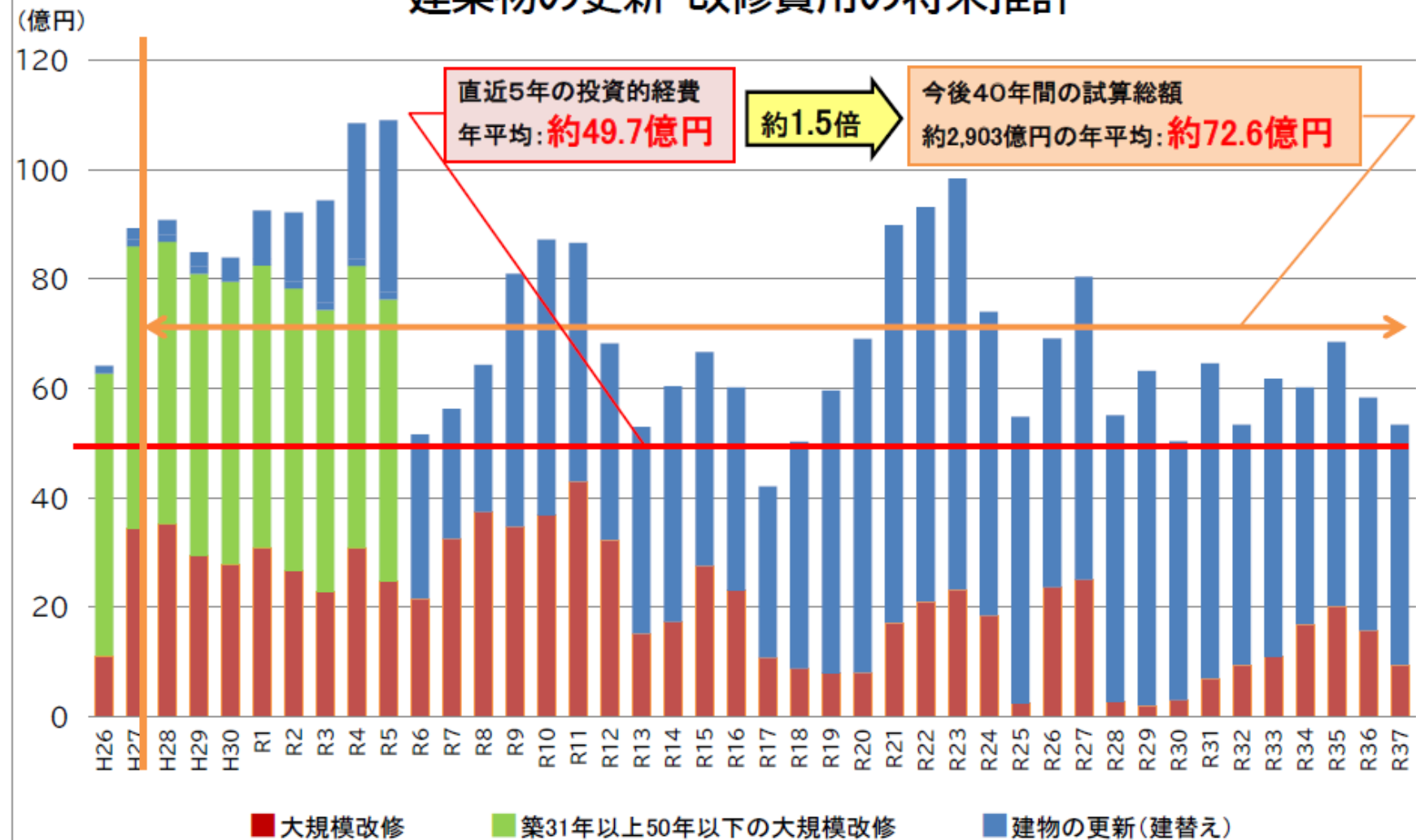
築年別の整備状況を見ると、1960年代（昭和35年以降）に入ってから公共施設の整備が本格的に始まり、高度経済成長期の急激な人口増加に伴う行政需要の増大に対応するため、1979年（昭和54年）をピークに、小中学校をはじめとする学校教育施設や市営住宅等の整備を積極的に行ってきました。

これらの施設は、既に建築後30年以上が経過し、今後、大規模な改修工事や全面的な改築等が必要とされる老朽化施設の割合は、全体の半分を超えています。

公共施設を取り巻く現状

上田市の施設について（将来費用の推計）

建築物の更新・改修費用の将来推計



現在保有している施設を同じ規模で建替えあるいは改修していかうとすると、今後40年間で約2,903億円、単純平均では年間約72.6億円の費用が見込まれます。

これは、平成21年度から平成25年度までの建築物に係る投資的経費に要した年間平均額約49.7億円の約1.5倍にあたります。

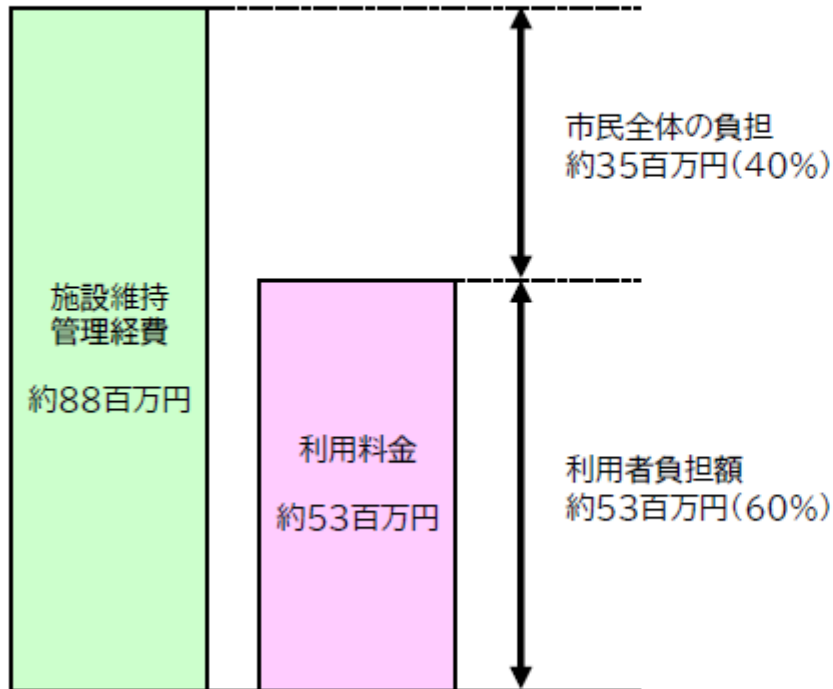
公共施設を取り巻く現状

上田市の施設について (保養施設の運営状況 H29とR3の決算平均額比較)

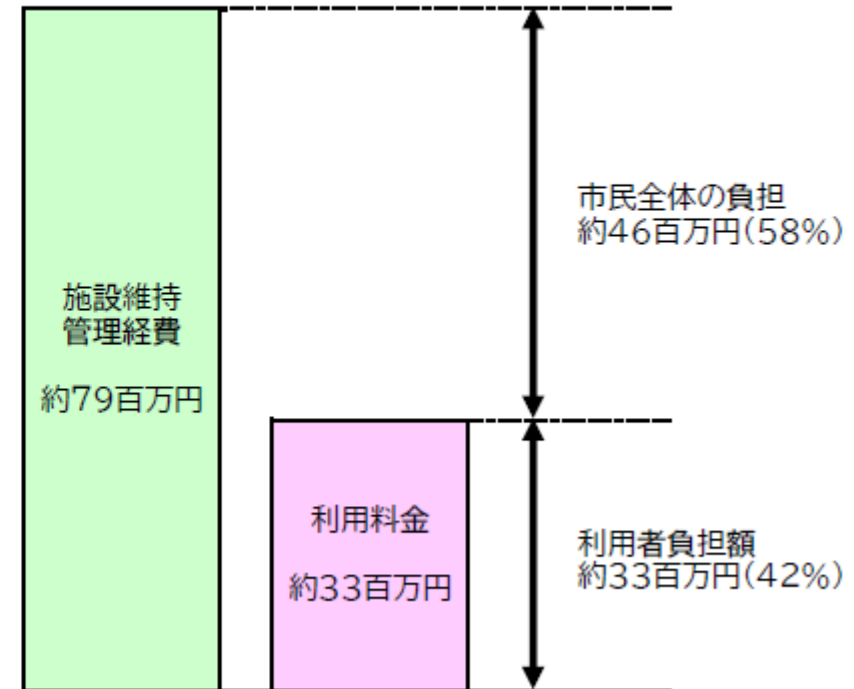
市内の保養施設(8か所)

上田市相染閣 (あいそめの湯)	農林漁業体験実習館 (ささらの湯)	鹿教湯温泉センター (文殊の湯)	鹿教湯健康センター (クアハウスかけゆ)
鹿教湯温泉国民宿舎 鹿月荘	真田温泉健康ランド ふれあい真田館	武石温泉うつくしの湯	岳の湯温泉 雲溪荘

平成29年度 (延べ約93万人の利用)



令和3年度 (延べ約74万人の利用)



公共施設を取り巻く現状

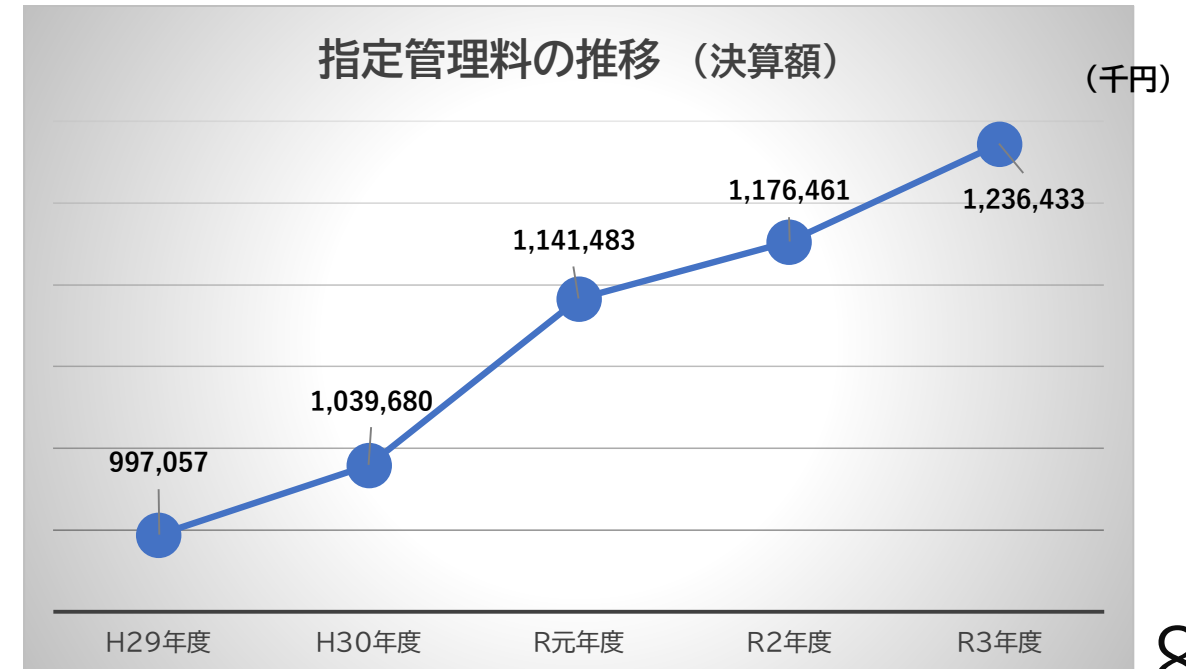
上田市の施設について（指定管理施設）

指定管理施設とは

- ・ 市有施設の管理・運営を、市が民間事業者を含む幅広い団体に、施設の使用許可権限も含めて委託した施設（116施設）
- ・ 施設の管理に要する必要な経費は、市から指定管理者に委託料(指定管理料)として支払われます

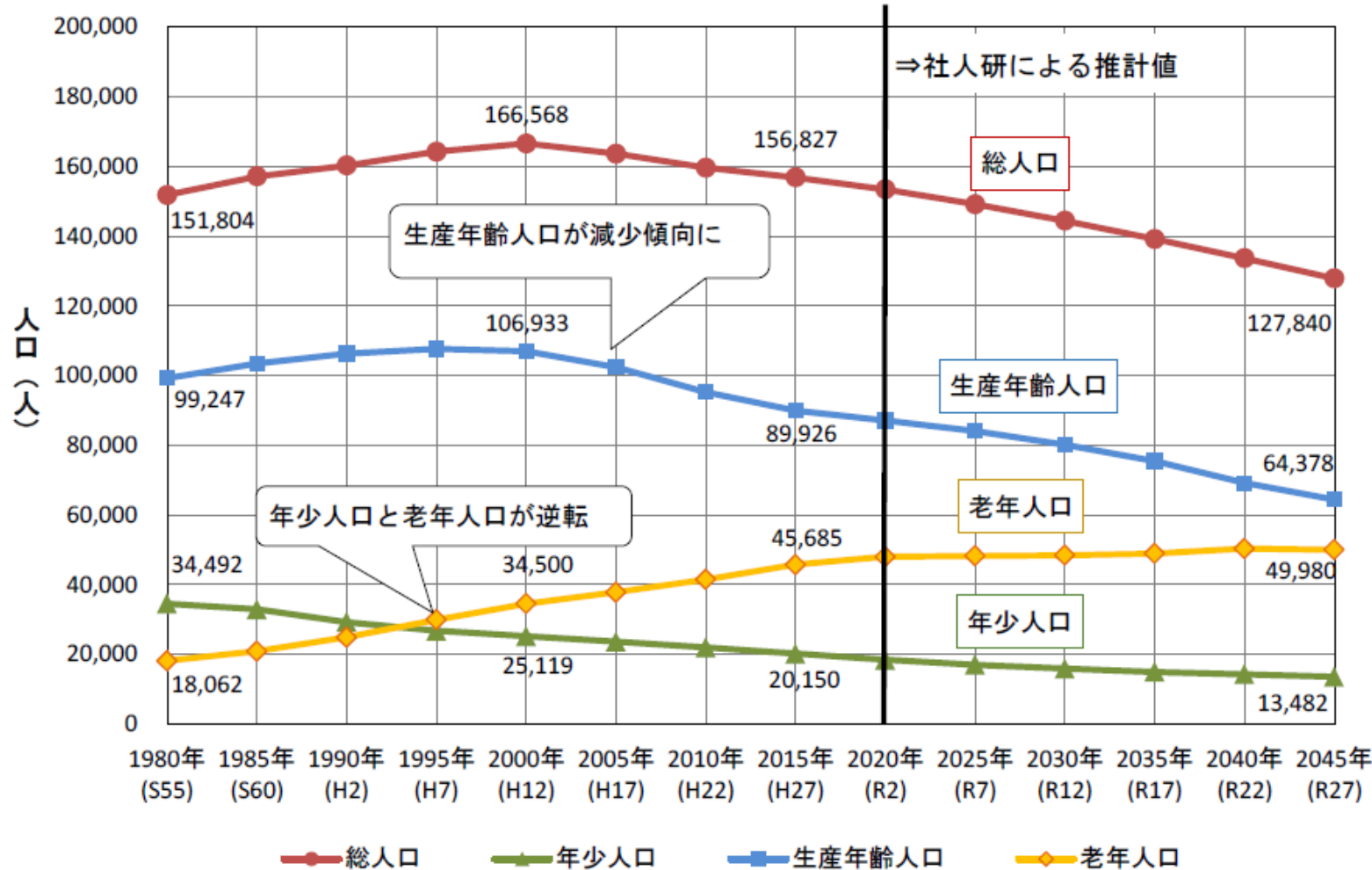
指定管理料 令和3年度決算額

施設の名称	指定管理料（千円）
上田市室内プール	115,045
上田市真田温泉健康ランド ふれあいさなだ館	72,933
上田市武石温泉うつくしの湯	44,748
上田市鹿教湯健康センター（愛称「クアハウスかけゆ」）	41,129
上田市岳の湯温泉 雲溪荘	35,395
・	・
・	・
・	・
指定管理料合計	1,236,433



公共施設を取り巻く現状

上田市の人口について（年齢構成別人口推移）



年齢構成別の人口推移をみると、年少人口と生産年齢人口が共に減少する中で、老年人口はほぼ横ばいで推移することから、人口に占める老年人口が4割を超える、超高齢化社会の到来が确实視されています

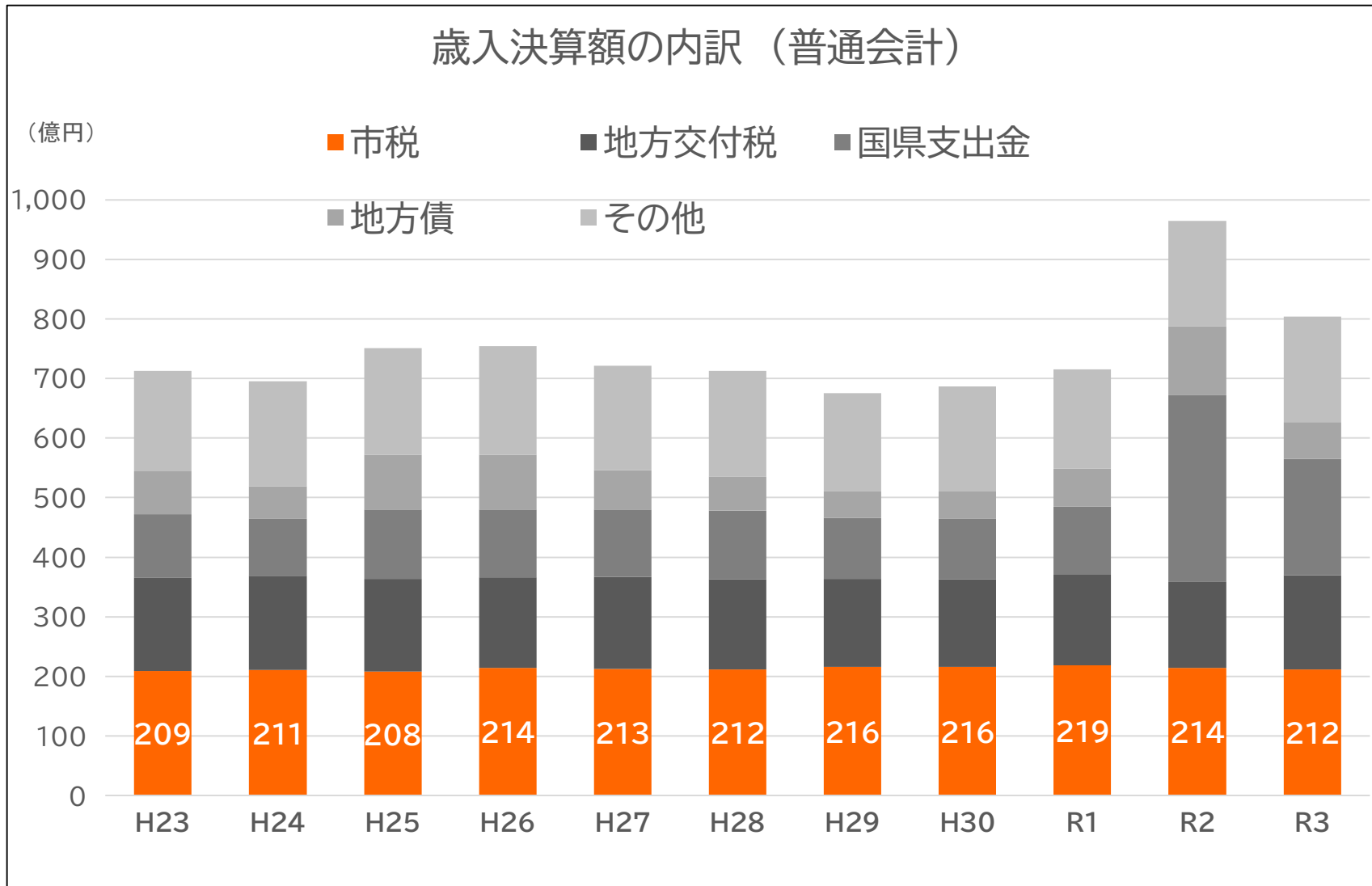
2015年までは国勢調査、

2020年以降は社人研「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」より作成

公共施設を取り巻く現状

上田市の財政について（歳入の推移）

歳入決算額の内訳（普通会計）

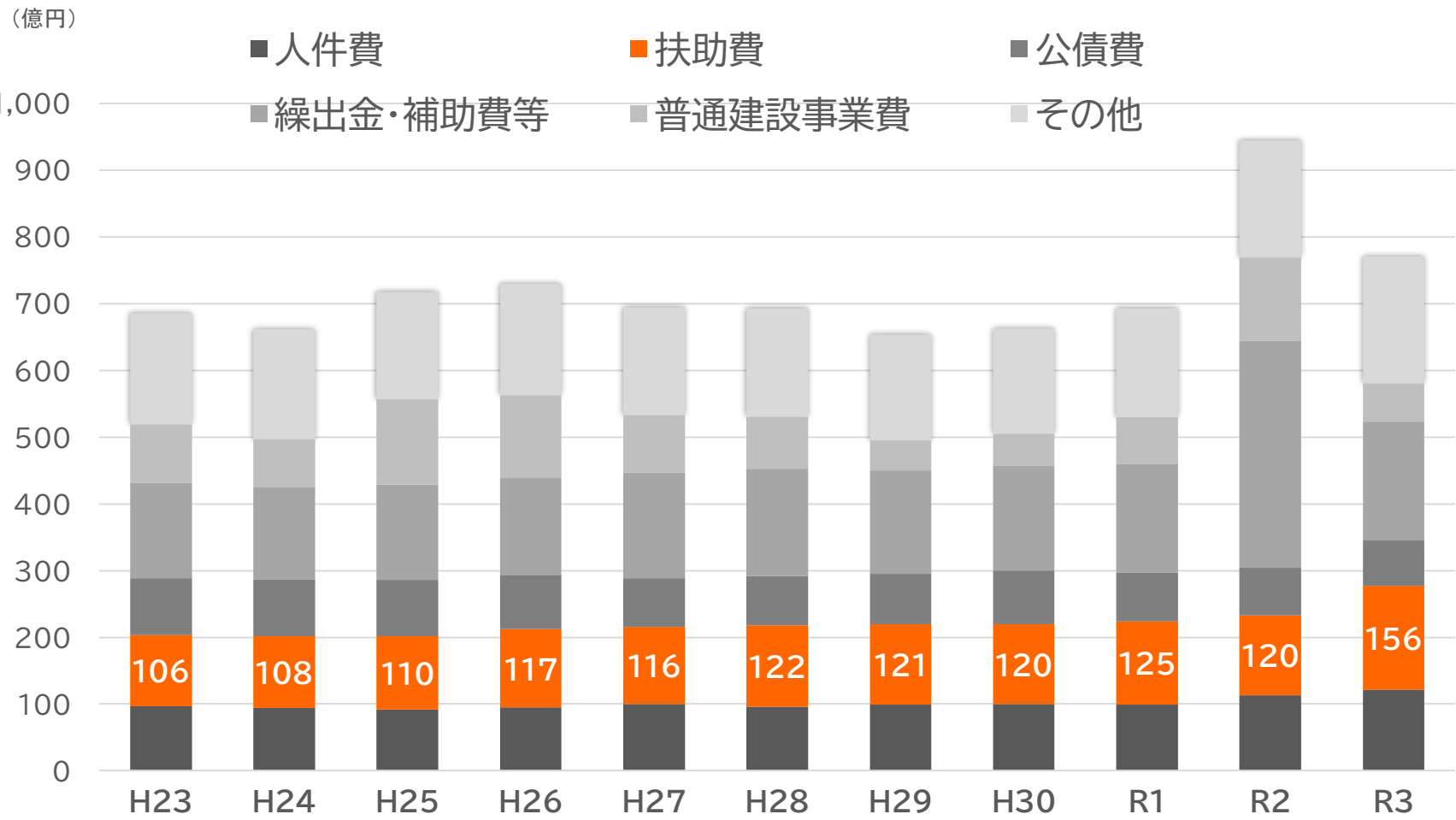


市税については、働き手の中心となる生産年齢人口が減少していく中、今後、市税の増収は期待できず、横ばいもしくは減少の傾向と見込まれます

公共施設を取り巻く現状

上田市の財政について（歳出の推移）

歳出決算額の内訳（普通会計）



高齢化の進展などに伴い扶助費※が年々増加しています。今後も高齢化が進み、扶助費など社会保障関係費は一層増大していくものと見込まれます

※扶助費とは、高齢者・児童・障がい者・生活困窮者などの支援に要する経費

将来世代に必要な施設の機能を維持していくために

公共施設マネジメントの取組

- ・ 市の施設のあり方を見直して、施設全体の総量を削減する
- ・ 市の施設を適切に維持管理して、耐用年数まで大切に使う
- ・ 施設を整備する際は統廃合を検討し、また、施設の集約化を図る

将来的な財政負担の軽減に向けた取組として、総量抑制や、施設の長寿命化、施設の維持管理・運営費の削減などのほか、施設利用者に応分の負担を求めることも必要と考えます

基本方針(案)の策定の理由は

これまでの市の施設の料金は、市内や他自治体の類似施設の料金を参考に設定してきたため、市の統一された使用料算定の基本的な考え方や方法、改定の時期などが定められていないことから、

- 統一的な料金算定の基本的な考え方などを整理
- 共通の算定式を設定し、算定方法を明確に
- 定期的な料金の見直しにより、社会経済情勢の変化に対応

これらをまとめた基本方針により

利用者負担の適正化を図り、社会経済情勢の変化に的確に対応した料金設定とする

基本方針(案)について

－ 基本的な考え方 －

算定方法の統一化

定期的な見直し

効果的・効率的な施設運営

基本方針(案)について

－ 対象としない料金 －

保育料や市営住宅家賃など、国等から算定基準や単価が示されているもの

駐車場・駐輪場など民業圧迫の恐れがあるもの

他自治体の類似する施設と同じ算定方法を適用すべきもの

政策的な判断により基本方針(案)を適用し難いもの

具体的な施設の例

施設

保育所、幼稚園、児童クラブ、学童保育所、母子福祉施設、障がい者福祉施設、
デイサービスセンター、都市公園、公営住宅、病院、公営駐車場、宿泊施設、
博物館、美術館、文化ホール、福祉住宅、霊園、森林公園、汚水処理施設

基本方針(案)について

－ 基本的な算定方法 －

$$\text{料金の目安} = \text{管理コスト} \times \text{利用者負担割合}$$

管理コスト

- ・ 施設に係る経費から統一的な方式で算定した金額

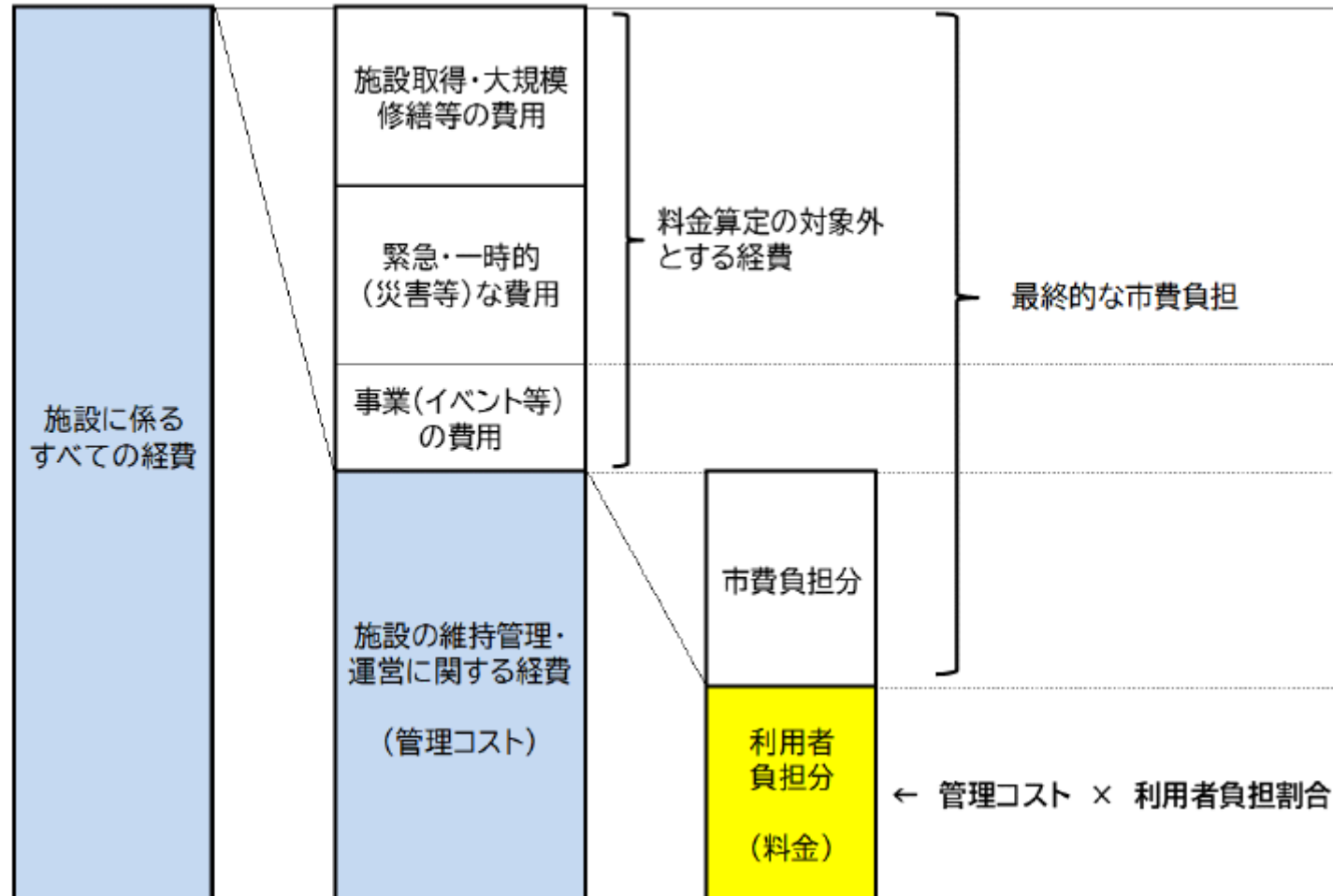
利用者負担割合

- ・ 提供するサービスの性質に分類した負担率

基本方針(案)について

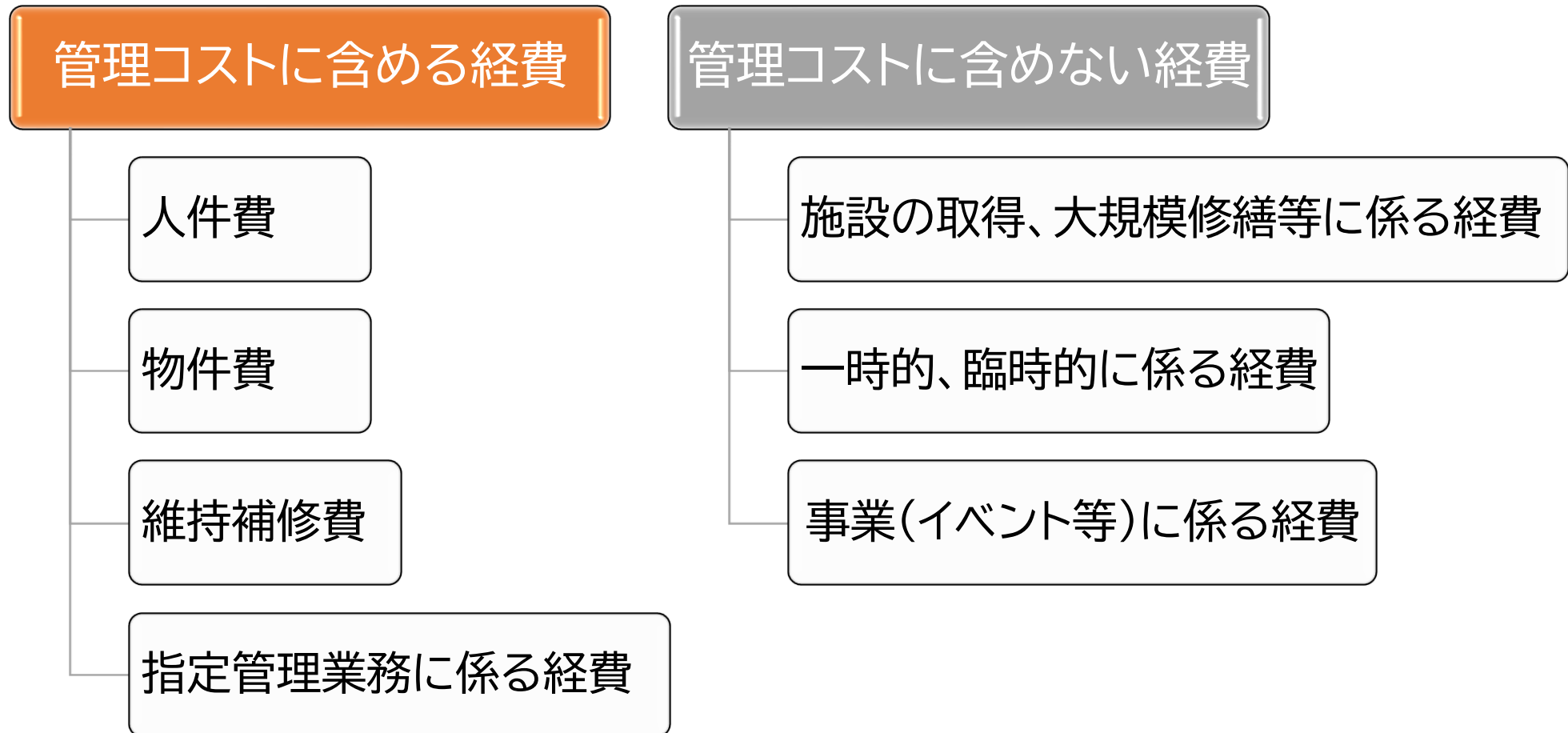
— 管理コスト —

管理コストと料金算定のイメージ



基本方針(案)について


－ 管理コスト －



基本方針(案)について

－ 利用者負担割合 －

市の施設の性質を、市が主に提供するサービスと民間においても提供されているサービスの度合いで分類し、利用者が負担する割合と市費で負担する割合を設定

度合い	分類	負担割合	説明
【公益的】  【私益的・市場的】	【A】	全額市費負担 (市費負担 100% 利用者負担 0%)	日常生活や年齢の各段階において、ほとんどの人に必要とされるものの、民間では提供され難く、行政が主に提供するサービス
	【B】	利用者と市費で負担を折半 (市費負担 50% 利用者負担 50%)	社会教育や体育施設など、市が公益的な目的から提供するサービスであるが、利用者が限定されるなど公益・私益の両方の性質を併せ持つサービス
	【C】	全額利用者負担 (市費負担 0% 利用者負担 100%)	生活や余暇をより便利で快適にするためのもので、収益性がある程度あり、民間において、同種・同業のサービスが提供されている(提供が可能な)サービス

基本方針(案)について

－ 利用者負担割合 －

施設別の利用者負担割合

分類	施設
【A】 市費負担 100% 利用者負担 0%	高齢者・老人福祉センター、同和対策共同作業所、同和対策農業近代化施設、リサイクル施設、農村広場等、図書館、子育て支援施設、児童館、児童センター、保健センター
【B】 市費負担 50% 利用者負担 50%	福祉センター、市民センター、同和地区集会所、解放会館、保健センター（調理実習室等）、生産販売施設等、森林公園、森林センター、情報センター、商工業振興施設、勤労者福祉施設、地域振興施設（会議室等）、生涯学習センター、公民館、体育施設
【C】 市費負担 0% 利用者負担 100%	温泉施設、レクリエーション施設、地域振興施設

基本方針(案)について

－ 料金の算定方法 －

会議室など一定の区画を貸し出す場合

$$\text{管理コスト} \div \text{貸出総面積} \div \text{年間開館時間} = 1\text{m}^2\text{当たりの時間コスト} \textcircled{1}$$

$$\textcircled{1} \times \text{貸出面積(室面積)} \times \text{貸出設定時間} = 1\text{室(区画)当たりのコスト} \textcircled{2}$$

$$\textcircled{2} \times \text{利用者負担割合} = 1\text{室(区画)当たりの料金}$$

基本方針(案)について

－ 料金の算定方法 －

試算条件：市有施設 大会議室 昼間(9:00～17:00) 管理コスト37,720,000円
 施設の総面積920㎡ 貸出面積 357㎡ 年間開館時間 4,316時間
 利用者負担割合50% 現行料金 11,800円

$$\frac{37,720,000\text{円}}{920\text{㎡}} \div 4,316\text{時間} = 9.5\text{円} \text{ ①}$$

(管理コスト) (貸出総面積) (年間開館時間) (1㎡当たりの時間コスト)

$$9.5\text{円} \times 357\text{㎡} \times 8\text{時間} = 27,132\text{円} \text{ ②}$$

① (貸出面積(室面積)) (貸出設定時間) (1室(区画) 当たりのコスト)

$$27,132\text{円} \times 50\% = 13,566\text{円}$$

② (利用者負担割合) (1室(区画)当たりの料金)

$$13,566\text{円(試算結果)} \div 11,800\text{円(現行)} = 1.15\text{倍} \Rightarrow \underline{13,550\text{円}}$$

(試算による改定額)

基本方針(案)について

－ 料金の算定方法 －

温泉施設など不特定多数の個人が同時に利用する場合

$$\text{管理コスト} \times \text{利用者負担割合} = \text{本来の料金収入額} \textcircled{1}$$

$$\textcircled{1} \div \text{料金収入額(直近5年平均)} = \text{倍率} \textcircled{2}$$

$$\text{現在の料金} \times \textcircled{2} = \text{1人当たりの料金}$$

基本方針(案)について

－ 料金の算定方法 －

試算：市有の温泉施設 管理コスト 75,702,200円
 直近5年間の料金収入平均額 52,156,000円
 利用者負担割合 100% 現行料金 500円

$$\begin{array}{ccccc} 75,702,200\text{円} & \times & 100\% & = & 75,702,200\text{円} \text{ ①} \\ \text{(管理コスト)} & & \text{(利用者負担割合)} & & \text{(本来の料金収入額)} \end{array}$$

$$\begin{array}{ccccc} 75,702,200\text{円} & \div & 52,156,000\text{円} & = & 1.45\text{倍} \text{ ②} \\ \text{(①)} & & \text{(料金収入額(直近5年平均))} & & \text{(倍率)} \end{array}$$

$$\begin{array}{ccccc} 500\text{円} & \times & 1.45\text{倍} & = & 725\text{円} \\ \text{(現在の料金)} & & \text{(②)} & & \text{(1人当たりの料金)} \end{array}$$

725円(試算結果)は500円(現行)の1.45倍のため、激変緩和措置により
 現行料金の1.3倍を上限とする ⇒ $500\text{円} \times 1.3\text{倍} = \underline{650\text{円}}$ (試算による改定額)

基本方針(案)について

－ 料金の算定方法 その他 －

1 同種・類似のサービスを提供する施設の料金

2 市民以外の料金

3 営利目的利用

4 曜日・時間による加算

5 空調・照明・附属器具等の料金

基本方針(案)について

－ 定期的な見直し －

1 見直しの時期

2 改訂の幅(上限・下限)

3 料金の単位

4 消費税の取扱い

5 市民への周知

基本方針(案)について

－ 減額・免除 －

現状・課題

- ・ 市として統一的な減免の基準が定められておらず、判断の基準が利用者の性質や利用目的など施設ごとに異なる運用となっており、利用者間の公平性を損なう状況が生じている

基本的な考え方

- ・ 減免は、施設の設置目的と、「市の主催や共催」の場合の公益性をもとにした基準を踏まえて、判断する

基本方針(案)について

－ 減額・免除 －

減額・免除適用基準

区分	利用団体・利用内容	減免率	備考
1	市(市教育委員会・市が設置する附属機関等含む)及び市議会が主催・共催、委託する事業	100%免除	後援・協賛は減免の対象外
2	公共団体(県・広域連合等)が主催・共催、委託する事業	100%免除	・後援・協賛は減免の対象外 ・国が市の施設等を利用するときは、地方財政法第24条の規定により、原則料金を徴収することとなっている
3	当該施設の管理運営団体(指定管理者等)が施設の管理運営目的で利用する場合	100%免除	
4	市内の保育所、幼稚園、認定こども園等、小中学校、特別支援学校及び学校加盟団体(体育・文化連盟)の活動(公立・私立を問わない)	100%免除	幼児・児童・生徒等を対象に教育・保育活動(授業、行事、部活動の一環)として使用を行うための利用に限る
	上記以外の学校で、学校教育法に規定する学校及びこれに準ずる学校、学校加盟団体(体育・文化連盟)の活動(公立・私立を問わない)	50%減額	
5	市内に所在する公共的団体等 ^{*5} が公益的な活動 ^{*6} をする場合	100%免除	
	市内に所在する公共的団体等が行う上記以外の活動	50%減額	
6	その他市長が必要と認める場合 ^{*7}	減額 又は免除	

基本方針(案)について

－ 減額・免除 －

※1 「公共的団体等」

- 例えば、自治会、社会福祉協議会、体育協会、文化団体、社会教育関係団体など

※2 「公益的な活動」

- 個人や特定のグループだけの利益ではなく、多くの方の利益の増進に寄与することを目的とするもので、政治や宗教、公序良俗に反する活動を除く
- なお、「公益的な活動」は、将来のまちづくりの重要な役割であることから、多様な市民の活動を公益的な活動としてより幅広く捉える

※3 「市長が特に必要と認める場合」

- 条例・規則で例外規定と定められている減免の中でも、さらに例外的に減免することから、減免理由及び金額を明確にしたうえで、文書で市長の承認を得る

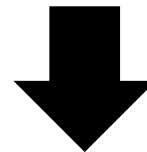
基本方針(案)について

— 減額・免除 —

公民館の場合

上田市公民館利用者登録団体

上田市公民館では、社会教育の振興、教育・文化の向上、地域振興を図ることを目的として、認定要件を満たす団体に対して、持続可能な活動を行うための環境を提供するため、「利用者登録団体制度」を設けている



登録を受けた団体は

社会教育関係団体として基本方針の減免基準に定める「公共的団体等」に該当し、公民館において社会教育に関する活動(学習活動・体育、レクリエーション活動、文化芸術活動、ボランティア活動など)を行う場合には、利用申請により、公民館使用料が100%免除される

基本方針(案)について

－ 減額・免除 その他 －

1 減免の申請

2 空調・照明等の料金

3 適正な運用

4 指定管理者制度導入施設での取扱い